

教育民生建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成25年9月6日(金曜日)
午前 9時30分～午前10時15分 現地審査
午前10時30分～午前11時20分 机上審査
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 岩本明央委員長 俵 薫 副委員長
徳並伍朗委員 荒山光広委員
下井克己委員 萬代泰生委員
岡山隆委員 秋枝秀稔委員
猶野智和委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 岡崎基代 議会事務局補佐
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
永富康文 教育長 山田悦子 教委事務局長
篠田洋司 市長統合戦略局長 井上孝志 市民福祉部長
杉原功一 市民福祉部市民課長 三浦洋介 市民福祉部次長
山本康房 市民福祉部高齢福祉課長 伊藤康文 建設経済部長
西田良平 建設経済部農林課長 末岡竜夫 建設経済部建設課長
藤澤和昭 総合観光部長 末藤勝巳 農業委員会事務局長
西岡博和 消防長 斉藤光雄 消防本部次長
阿野一俊 消防本部総務課長

午前10時30分開会

○委員長（岩本明央君） おはようございます。ただいまより教育民生建設観光委員会を開会いたします。先ほどの現地踏査大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案5件につきまして審査をいたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

市長さん何かございませんか。

○市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 秋山議長さん。

○議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 各委員さん何かございましたら。

「なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（岩本明央君） 最初に、議案第7号美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第7号美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書7-1ページ、併せまして、参考資料の1ページをお開きください。それでは、先に公布されました地方税法の一部を改正する法律により、地方税法の延滞金等の割合の特例の見直しが行われ、6月定例議会において、美祢市税条例も同様に延滞金等の割合の特例の改正が行われました。

介護保険料及び後期高齢者医療保険料につきましても、市税に準じた規定としていることから、この度、同様に延滞金等の特例について関係条例を改正するものがあります。

参考資料の1ページ、これをご覧下さい。美祢市介護保険条例の新旧対照表でございます。内容が複雑ですので、要旨をまとめて御説明申し上げます。

まず、本来の延滞金の割合でございますが、納期限後1カ月以内の場合は7.3%、1カ月を超える場合は14.6%でございますが、現在は特例によりまして、その延滞金の割合は、納期限後1カ月以内の場合、これは特例基準割合というものがございます。この特例基準割合は、各年の前年の11月30日を経過する時

における商業手形の基準割引率、これを特例基準割合と申します。この特例基準割合に4%を加えたものとしております。また1カ月を超えるものにつきましては、14.6%のままとなっております。

これを今回の改正により、納期限後1カ月以内の場合は特例基準割合、これは先ほど申し上げた基準割合と変わる訳なんです、その内容につきましては、各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%を加算した割合、これを今回の特例基準割合と言う訳なんです、この割合に1%を加えたもの、そして1カ月を超えるものは、この特例基準割合に7.3%を加えたものとするもので、新旧対照表のとおり附則を改正するものでございます。

ただし、納期限後1カ月以内の延滞金については、特例基準割合に1%を加えたものが7.3%を超える場合には7.3%に抑えというものでございます。

また、美祢市後期高齢者医療に関する条例についても、同様の改正をするものでございます。新旧対照表は4ページ以降でございます。いずれも、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金に適用いたします。

なお、美祢市介護保険条例の一部改正では、平成20年度における保険料率の特例、これは附則の5項でございますが、現在では適用されなくなっていることから削除するものとしております。これは公布の日から施行いたします。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第7号美祢市介護保険条例及び美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号土地改良事業の一部を変更することについてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） それでは、議案第8号土地改良事業の一部を変更することについてにつきまして御説明いたします。議案書の8-1ページをお開き下さい。

これは、於福町下萩原にあります石宗ため池の改修工事におきまして、主に工法変更により、当初の事業費5,400円が4,200円と減額となったため、土地改良事業の計画を一部変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この工法変更ですが、豪雨の際にため池に貯まる水の水位が急激に上昇し、ため池本体を越流することを防ぐため、洪水吐という大量の水を流す、断面積の大きな水路を設置いたします。この洪水吐の構造を現地の地形に合わせるため、形状の変更を行うものであります。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 議案8号の土地改良事業の一部変更ということに関しまして、ため池等の整備事業、今回石宗地区がその対象となっております。こういったため池の整備を着実に進めていくということは、防災、減災、特に今回も大雨降りましたけれども、そういった防災、減災の意味においては、非常に重要なことと思っております。

こういった大きなため池に関しまして、今回施工が結構1,000万円近く低い形で施工出来ております。確か前回の時も施工の費用が低かったような感じで、そういった傾向に今ちょっとあるんですけども、そういった点についてお尋ねしたいということと、もう一点はこのため池については、今現在何箇所あって、整備計画に則って古いやつもあると思っておりますけれども、その辺の進捗状況について、この二点お尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。ため池改修工事におきまして、金額的に変更によって減額となるケースが多いのではないかと御質問ですが、これは一概にはちょっと言えないところもござ

いますが、まず、工事ですので入札を行うということがあります。この際に減額ということも可能性がございます。あとは工事を行う前の調査段階でボーリング調査等を行うわけですが、やはり実際に現地に入った段階で、地山に接してため池を作りますので、その辺の調査を行うことと、実際に現地に入ったところの差違がございますので、そういったようなときには、工事費の変更等がございます。ですから減額の時もあるれば、場合によっては増額しなければならないということもあろうかと思えます。

それから二点目の御質問ですが、現在市内にため池が678カ所ございます。その内9月1日時点で危険ため池、これは県のほうに危険ため池として、認定といたしますか。出しておりますのが15カ所ほどございます。この危険ため池を解消することが農林課といたしましても大きな課題となっておりますが、これにつきましては、県営事業、これより県営中山間総合整備事業等を行いまして、ため池の改修等を順次行って参りたいというふうに思います。ただ予算の関係もございしますので、その辺は慎重に協議をした結果で進めていきたいというふうには思っております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ため池については、かなり678カ所あるということで、その内の危険ため池が15カ所あるということで、実際今後ゲリラ豪雨とかそういったところのもので、危険ため池であれば非常に危険度がますます増すと思うんですよ。そういったところものをより危険性の高いものを対象に、施工が計画的に進んでいくとは思ってます。その判断基準となるものが、何かということと、あと当然国庫補助金等が出て来ると思えます。またこれ農業関係の起債とは思っておりますけれども、その辺の補助金、国からの国庫補助金というのは50%程度出るのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思えます。

○委員長（岩本明央君） はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） ただいまの御質問ですが、危険ため池に認定する基準というのは、ため池より下流側に公共施設、あるいは人家、こういうものがあるかどうかというのが一つの判断基準となっております。

それから、ため池の老朽化ということにつきましては、一概に何年に施工されたものかということまでは、なかなか把握しきれないところがございしますので、あるい

は漏水であったりとか、配水施設の老朽化、この辺を判断いたしまして、危険ため池という形に認定をいたしております。

それからため池、非常に事業費としては大きなお金がかかって参ります。これの主には国庫補助事業を活用しながら改修工事を行うわけですが、この負担割合といたしましては、国が50%、県が35%、市が13%、地元分担金が2%というふうになっております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、よろしいですか。そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第8号土地改良事業の一部を変更することについてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第11号の市道路線に関連する議案を議題といたします。執行部より一括説明を求めます。はい、末岡建設課長。

○建設経済部建設課長（末岡竜夫君） それでは議案第9号から11号までを一括して御説明させていただきます。議案第9号から11号の3件は、西厚保町原地区における県道下関美祢線改良工事に関連します市道の認定、変更、そして廃止についてでございます。

議案書9-1ページをお開きください。議案第9号は、市道の新たな認定についてですが、県道下関美祢線改良工事がバイパス工事というようなことがございましたので、この工事の竣工によりまして、旧県道が市道へ降格され、原深土線と命名いたしまして、延長1,030mを市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号は、市道の変更についてでございますが、議案書の10-1、10-2、10-3ページをご覧になっていただきたいと思います。

県道改良工事以前からこの県道に接続しておりました市道が改良後に接続地点が

変わりました、市道深土古烏帽子線については起点、市道駒が坪線については終点、この2路線のそれぞれを変更するものでありまして、道路法第10条第3項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第11号は、市道の廃止についてでございますが、これは議案書の11-1ページ、11-2ページをお開きください。

議案第10号におきまして、市道深土古烏帽子線の起点を変更するという事申しましたが、これによりまして、重複いたします市道深土線、これの全線を廃止するものでありまして、道路法第10条第3項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものであります。

以上が議案第9号から11号までの説明です。御審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） 今、一括説明が終わりました。この三つの案に対する質疑はございませんか。はい、下井議員。

○議員（下井克己君） すいません。ちょっと帰りのバスの中で聞いたんですけど、ちょっと理解出来なかったもので、もう一回お願いしたいんですが、深土古烏帽子線の旧起点から変更路線ぶつかるまでのほぼ250mぐらいあると思うんですけど、その扱いはどうなるのでしょうか。すいませんがお願いします。

○委員長（岩本明央君） はい、末岡建設課長。

○建設経済部建設課長（末岡竜夫君） 今の御質問にお答えいたします。今おっしゃいました路線については、その部分が完全に市道台帳からなくなるという案でございます。その市道台帳からなくなって、市道として、道路法に位置付けられる市道としての管理はなくなるわけですが、下地は美祢市の土地でございますので、民地に渡ることもいたしません。それとそれに隣接した山とか民間の土地もございまして、市としては管理をしていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、下井議員。

○議員（下井克己君） それできょう、旧起点側のほうは見たんですけど、変更路線にぶつかるころは見てなかったんですけど、旧起点側のほうは確かに車は出入りは出来ないと思うんですけど、変更路線にぶつかるほうはどうなんですか。もし入れるようになれば、もし間違っって入られても出られないという状況になります。それ

とバイクとか自転車はいくらでも通れると思うんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、末岡建設課長。

○建設経済部建設課長（末岡竜夫君） 深土バイパスを建設する時点から、その今おっしゃいました入口のところにバリケート置いております。ですから今、車両は入れないような形になっております。ですから、間違っって入って、そこで行き止まりでどうしてもなくなるというような事態は避けるような措置はしております。

○委員長（岩本明央君） そのほかこの三つに対して。はい、猶野議員。

○議員（猶野智和君） 今度県の管理から市のほうに深土線の旧道が管理者が変わるということで、先ほど見学のほうさせていただいたんですが、道の舗装ですとか、ガードレールと、一部傷んでる部分も見受けられます。こちらのほう、管理が受け渡される前に出来るだけ県のほうに整備のほうお願いしたい。いきなり、こちらの市道になって補修が必要となると、なかなかまた大変なことだと思いますので、沿線の皆さんたちのことも考えて、そのあたりの不安もあるかもしれません。その辺り県との話し合い等どうなっているかお願いいたします。

○委員長（岩本明央君） はい、末岡建設課長。

○建設経済部建設課長（末岡竜夫君） この深土バイパスの計画当初に、市と県とできちっと協定書締結しております。その協定書の中で、そのような例えば道路の陥没でありますとか、路肩の危険なところ、そういうところをチェックしてきちっとするよという協定を結んでおります。これはまもなく竣工して開通となるわけですが、この開通の前にも現地で担当職員同士の確認をして、ここまでは県のほうでして下さいというようなお願いをして、そのような詰めも行っております。以上です。

○委員長（岩本明央君） そのほかこの三つに対する質疑はございませんか。はい、岡山議員。

○議員（岡山 隆君） 今回のこの関連なんですけれども、きょう1時間前に西厚保町の深土地域、路線の変更に関して現地視察させていただきました。それでちょうど行ったところに、今回臨時バス停が設置されておりました。本来ならあのバス停は、中国自動車道のちょっと先のほうにあったんじゃないかと思っております。それで今回の路線変更に関しまして、今臨時バス停がちょうど深土、ちょうど地域住

民の方、十数世帯の方がおられて一番乗るのには一番良いと思っております。今までは、この地域の方から中国縦貫道の下の方にバス停があったものですから、地元の地域から離れて、かなり歩いてバス停まで行かなくちゃならなかったという、こういったこともありまして、また地元の方もちょっと体に障害のある方もおられまして、是非そういった対応していただきたいということでありました。そういった件について、バス会社との話し合い、今後バス停については、ある臨時バス停が一番良いところにあると思っております。今後そこにバス停を設置されるのかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、末岡建設課長。

○建設経済部建設課長（末岡竜夫君） 所管が違うんでちょっと確実なことは申し上げられませんが、バスについては地域情報課というところで所管しておりまして、サンデンバスがあそこ通るといふふうに把握しております。昨年度建設中に、サンデンバスのほうに地域情報課のほうからそういう投げかけをしておりまして、最終決定にはまだ至っておりませんが、その話はサンデンバスと着々と協議は進んでおるとは思いますが、決定事項はまだ聞いておりません。話はそちらのほうに投げかけております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山議員。

○議員（岡山 隆君） 最終決定していないということですので、そういった地域からの強い要望もあるということ、しっかりとサンデンバスさんのほうにお伝えされてると思っておりますので、どうか更に強く要望していただいて、きょうたまたま行った臨時バス停、そのところが一番いいという地元の声も聞いておりますので、どうかそういった対応の程よろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（岩本明央君） そのほか本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、この三つに対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第9号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号市道路線の変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本会議で本委員会に付託されました議案5件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか委員の皆さんなり御意見なりありましたらお願いをいたします。はい、下井議員。

○議員（下井克己君） すいません。別府小学校の体育館のステージの上の、この前からの本議会室も天井板が落ちていたんですが、そのようなのが6月20日に落ちまして、市のほうとしても現地のほう調査されておると思いますが、その後の対応と言いますか、その辺りもし何かありましたらお答え願えればと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） それでは下井委員の御質問にお答えをいたします。別府小学校の体育館につきましては、昭和40年に建設をされておりました。大変老朽化も進んでおります。今までにも数箇所の雨漏りが報告されておりました。応急措置で対応して参りましたが、広範囲にわたりました今回ステージ上の天井の一部が落下をしたということで、原因は雨漏りということと聞いております。

今後の方針につきましては、耐震化のこともありますし、今後しっかり検討しているところであります。少し時間を頂ければと考えております。

なお、ステージ上の天井の落下につきましては、今月中に対応をすることとして

おりますので、御理解いただければと思います。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほか。はい、秋枝議員。

○議員（秋枝秀稔君） 私、小学校のですね給食の関係についてお尋ねいたしますが、今、淳美小学校ですね、給食統合ということで話が出ておるようですが、今の進捗状況を、まず最初にお聞きしたいがというふうに思いますが。

○委員長（岩本明央君） はい、山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） 淳美小学校の調理場の廃止につきましては、昨年一年間延期ということで決定をいたしまして、議員の皆様にも11月13日の議員全員協議会において報告をしております。また、保護者の皆様には11月20日に淳美小学校において開催しました説明会において、教育長からも説明をし、概ねの了解を得ております。

その説明会の中で保護者の方から、協議会等を設置して欲しいという要望もありましたので、昨年末に美祢市立淳美小学校給食調理場移行準備協議会を12月20日に設置をいたしました。委員には淳美小学校保護者3名、それから淳美小学校の教職員3名、秋吉共同調理場の職員2名、それから教育委員会事務局職員2名、計10名で協議会を設置をしております。

その後第1回準備協議会を平成25年1月30日に開催、それから第2回目を4月23日、第3回目を7月17日に開催をしております。それで平成26年4月秋吉調理場から給食の配送に向けまして、準備を進めているところであります。

また、この3回の会議の状況につきましては、学校を通じまして保護者の皆様に対し報告をしております。それから、今年度秋吉調理場の改修、それから淳美小学校の改修につきましても本年度予算に計上してございまして、議決をされておりますので、秋吉小学校の改修につきましては、夏休み中に工事を実施しております。着々と来年4月に向けて準備を進めているということでもあります。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、秋枝議員。

○議員（秋枝秀稔君） 着々と進めておられるというのは分かりました。それがですね、今以てですね、ふつふつと色々な意見が出てございまして、説明をきちっとされておられるんじゃないかというふうに思うんです。いろいろ努力されておられるとは思いますが、今以てそういういろいろな意見が出ておるということがですね、どうであろうかというふうに私が思うわけです。

予算も決まりまして今さらという言い方もありましようけど、きちっと説明された上で予算を立てられたというふうに思っておりましたけど、今以てこういう状況になっておるということを、移行準備協議会が設置されたというふうに言われましたが、この中今聞きますとなんか皆なんか、はいはいのしゃんしゃんの会みたいな感じもいたしますが、いかがでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） 協議会の中にはP T A会長、それから副会長、それから給食を豊かにする会の会長もいらっしゃいますので、きちんと意見をいただいております。協議会に出席されていないので、その状況は分からないのではないかと思います。（発言する者あり）

○委員長（岩本明央君） 議長からそういうふうなありましたが、内容が分かれば。はい、山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） 一番問題にされてたのは、給食が冷たくなるのではないとか、調理員の姿が見えないとか、そういうことを言われておりましたが、給食の温かさについては、きちんと食感も見ていただきまして、ステンレス、アルミなりを見ていただいて決定もしていただいております。それからランチルームも見たいということでありましたので、秋芳地域、秋吉小学校のランチルームの見学にも行って頂いておりますし、その協議会の中で要望されたことについてはきちんと対応をしているところであります。

○委員長（岩本明央君） はい、秋枝議員。

○議員（秋枝秀稔君） 今聞きましたところ地域の声を出す、地域の声といいますか、地域の声が出ておるのかなという気がいたします。いかがでしょう。

例えばですね、運営協議会というのがあるということですね、そういうところからも出ておられるのかなというふうに思ったんですが、どうも入っておられないような気もいたしましてですね。

○委員長（岩本明央君） はい、山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） 26年の4月から共同調理場に移行するという了解をもらった上で、そのための準備協議会ですので、保護者、それから教職員の方がその委員に加入されていれば、その事務的なこと、それに向けての準備移行協議会と考えておりますので、地域の意見はそこに反映されてると、こちらのほう

は考えております。

○委員長（岩本明央君） はい、秋枝議員。

○議員（秋枝秀稔君） 分かりました。移行準備協議会というのは、事務的なのか、詰めをするという、こういう協議会ということですね。地域の声がどうしても出て来るといふこういうことがあるんですよ。（発言する者あり）

○委員長（岩本明央君） はい、山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） 地域の意見というのは、保護者にきちんと言って頂ければよろしいですし、校長もおりますし、栄養士もこの委員会の中におりますので、学校のほうにきちんと言って頂ければ、協議会の中で反映をされると思っております。

○委員長（岩本明央君） はい、秋枝議員。

○議員（秋枝秀稔君） いろんな意見が出ましてですね、私もそういうふうに言われるんかなと思ったんですけど、地域の意見が出尽くしてですね、理解しておるといふ、こういう今言い方でありました。私はですね、まだ全部吸いきれてないなというふうに思っております。これ以上ですね、平行線でしょうから、まじわらん平行線でしょうから、これで終わりたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山議員。

○議員（岡山 隆君） 関連ですけれども、いずれにしてもこの給食統廃合に関しましては、お隣の長門市では、大きく予算を組んで一つしかない。そういった中でもかなりいろいろ今みたいなお話もありましてですね、実際給食が冷たくなるのじゃないかとか、さまざまなそういった問題点とかあってですね、その辺についてはしっかりと納得するよといふことで、いろいろ教育委員会、また議会側も対応してきたと思っております。

今回も既に議会側も私は議決してる案件でありまして、これに関しましては、特にこういう声が出てるとあります。だけど美東町で聞いたりとかも、今回議員さんから聞いたりしますけれども、旧美祢市においても、今七つ程度今現在の美祢市でありますけれども、旧美祢市ではこういった問題といふのが大きく私は出てきたといふことは聞いておりません。

そういったことで特に問題が出たところに関しましては、こういった給食における推進の場で決まったことを、学校の生徒さん親御さんにそういうチラシとか、そ

ういった情報をしっかりと配付して納得するような形でされたかどうか、それについてどうやったかなということをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○委員長（岩本明央君） はい、山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） 決定までには、地域の皆様も一緒に説明会に来て頂くような形でお知らせもしてまして、保護者の皆様とも何回となく説明会も開催をしております。

一つ言いたいのは、美祢市においては、どの給食調理場も安全で美味しい給食を作っておりますので、どこから配送されても問題はないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。はい、荒山議員。

○議員（荒山光広君） 失礼します。先の本会議で議案第1号専決処分で市道七田祖母ヶ河内の補正、専決が承認されたわけですけれども、年内に一応拡幅を完了するという説明がありましたけど、この件について今年度厚狭川の護岸の嵩上げも県のほうで予定されてるということですが、その辺で日程的にもし計画が分かれば、地元の方も安心されるんじゃないかと思えますので、分かれば説明をいただきたいと思えます。

○委員長（岩本明央君） はい、末岡建設課長。

○建設経済部建設課長（末岡竜夫君） 荒山委員の御質問にお答えいたします。本会議におきまして、議案第1号を承認いただいたところですが、この内容につきましては、今質問の中であったとおりでありますが、まずは目的は、七田地区が平成22年の大災害の時に厚狭川の氾濫によって孤立したという経緯がありましたので、七田地区の安全確保を図るとというのが第一目標でございます。

そういった中で、市が県の厚狭川の護岸を嵩上げすることによって、七田地区の孤立が防げるということがある程度分かっておりましたので、県に対しまして、その護岸工事をどうにかしていただけないかという要望をしておったところ、この7月の初旬に県のほうで予算はついておったんですが、箇所決定がされたということで、今年度行いたいという申し出がありました。それを受けまして、来年の梅雨時期までにどうにか孤立化を防ぐための工事を終わらそうという計画をたてたところなんです。

県は今年度中、ですから26年3月までにその護岸工事をしたい。護岸工事を

するためには、その護岸工事をするための工事の車両の進入路を確保したい。という協議をいたしまして、進入路を確保するためには一番ベストなのは、今継続的に改良しております市道七田祖母ヶ河内線、ここを最終的に全部改良を終わらすというのが、一番の早道であるというふうにお互い共通認識を持ちまして、この度の専決の処分をさせていただいたところです。

具体的な工程といたしましては、まず七田祖母ヶ河内線の道路改良工事専決ということで、8月早々にもう起工から8月中に入札、それから契約に至っておるところですが、12月までに七田祖母ヶ河内線の改良工事を終わらせたいというふうに今考えております。

大まかには、この12月の七田祖母ヶ河内線の工事が改良して、工事用車両の進入が可能となったところで、26年1月から3月、この約3カ月の間に、今度は県の事業になりますが、厚狭川の護岸整備工事これを終わらせたい。

そして、それに伴いまして、奥の七田線というところがあるうんですが、ここも少し手を加えなければなりません、それにつきましては、今計画としては、新年度予算に約100mの区間七田線の改良工事を行って、全てがその事業が終わりというような段取りになる計画でございます。ですから、七田地区の安全確保のために、来年度の梅雨までにこの事業をすべて完了させたいというふうに考えております。

それともう一点ですが、地元に対しても、今の説明は改めて説明会を開いて行いたいというふうに、県と一緒にやりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、荒山議員。

○議員（荒山光広君） ありがとうございます。この七田地区につきましては、古くから大雨が降ると厚狭川が氾濫した時に孤立をするということが何度も繰り返されておりました、地元の方も何度も執行部のほうに陳情に来られたという経緯がございます。この度急ピッチで進むということが決まりまして、地元の方も非常に安心をされるんじゃないかなというふうに思います。

山をかなり切らんにゃいけんという大工事になるとは思いますけども、是非、事故のないように進めていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（岩本明央君） 荒山委員よろしいですね。それでは消防本部のほうから何かあるようですね。はい、西岡消防長。

○消防長（西岡博和君） 来月の10月から運用開始いたします下関市・美祢市消防指令業務共同運用の概要について御説明いたします。机上に配付しております資料に沿って御説明いたしますので、御参照をお願いいたします。

なお3ページ目からは、単独運用と共同運用のイメージ図、両市の現況及び署所の配置図を参考として載せております。

まず1ページの1、今までの指令業務がどのように変わるかではありますが、3ページのイメージ図をご覧ください。上段のイラストは現在の状況を表したもので、両消防本部が単独で119番通報の受付から出動指令等の業務を行っているものを載せております。下段のイラストのように、美祢市・下関市全域からの緊急通報を、この度建設されました下関市消防局新庁舎内の共同指令センターにおいて処理することとなります。

次に、2の共同化による効果についてであります。各消防本部が単独で整備した場合に比べ、二市の消防部隊が広域的に運用されることにより、柔軟かつ迅速な対応が可能となること。また、大規模災害や特殊災害に対して精強な消防力で対応できることとなります。さらには、消防センターのシステムの構築の一本化により施設整備費や維持管理費などの経費削減効果があるものです。

3の整備費・経費の節減、4の経費の負担割合については、資料を御参照いただくことで省かせていただきます。

次に、5の消防広域化との関連であります。複数の市町等で事務組合を設置して消防業務の全てを行う消防広域化に対して、今回共同で行おうとする業務の範囲はあくまで消防指令業務に係る部分のみであって、従前の美祢市消防本部と下関市消防局の位置づけに変わりはありません。

2ページの6、運用開始までのスケジュールについては省かせていただきます。

7の指令事務に携わる職員配置についてであります。両市から選任された職員が協議会に派遣されるかたちとなって、消防センターでの指令事務に携わることとなります。職員数の配分は、下関市16人、美祢市2人の計18人で構成されます。

8の共同運用についての全国的な動きについては資料のとおりであり、全国的にも少数で、山口県内では初めての運用となるものであります。

次に、9の今後指令業務以外で、相互協力していく予定についてであります。出動区域について、基本的には管轄区域を超えませんが、一部の市境等を限定して相

互応援を行う方向であり、最終的な協議を行っているところであります。

また、平成28年5月末までに、消防救急無線のアナログ方式からデジタル方式に移行する整備についても共同整備する予定であります。

10の新しい指令システムの主な機能についてであります。(1)の統合型位置情報通知システムは、固定電話及び携帯電話からの119番通報位置を瞬時にモニター表示され、災害発生地点が特定できるものです。(2)の出動車両運用管理装置であります。これは各消防車両に端末装置を搭載し、GPSによって位置情報を把握することにより、災害地点に優先出動させるものです。(3)の防災情報共有システムは大規模災害発生時に、指令センター、両市の災害対策本部及び両消防本部間で災害情報等必要な情報が共有できることで、迅速な応急対応が可能となるものです。(4)の動画電送システムは、カメラで撮影した現場映像を、災害対策本部及び消防本部等モニター設置場所に表示することができるものです。

そのほか、指令センターのコンピューターに、防火対象物、危険物施設等の管理情報、管内の地水利状況を含めた警防情報、火災、救急に関する情報等も正確に管理されることとなり、省力化が期待されます。

美祢市消防本部独自の効果といたしましては、これまで、24時間勤務の署員が、時間交代で119番の受信に携わり、特別な緊張感の中での緊急受信を行っていたものが、今後は指令センターからの出動指令となることで、相当なストレスからの解放となるものです。併せて、常時指令業務要員を2名配置で対応しておりましたが、これらを災害事案に投入できることは大きな効果となるものであります。

伝統ある美祢市消防本部は、新しいステージに立つこととなるわけですが、これまで同様、市民の安心・安全の構築のため、全職員が全力で対応するものであります。今後とも、消防行政に御理解と御協力をお願いいたしまして、消防指令業務共同運用の概要についての説明を終わります。以上です。

○委員長（岩本明央君） ただいま、消防業務共同運用についての説明がありました。

それでは以上で本委員会を閉会いたします。御審議、御協力誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時20分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年9月6日

教育民生建設観光委員長

志本 明央